**公示送達**

**409\_2**

**【精算金通知】土地区画整理組合**

　○○都市計画事業○○○○土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百十条第一項の規定による清算金通知書については、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定によ、書類の送付にかえて通知の内容をつぎのとおり公告します。

　　　記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

　住所　○○県○○市○○町○丁目○○

氏名　○○　○○

二　通知の内容

　　既に換地処分した○○市○○○○土地区画整理事業に係る清算金について、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）　第百十一条の規定により相殺した後の清算金は、次のとおり決定したので通知します。

　　徴収清算金　　　　　　　　　　　　　○円

　　交付清算金　　　　　　　○○○、○○○円

　　　　　　　　　（うち供託○○○、○○○）

　　相殺後清算金額　　　　　　　交付　○○円

教示

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に○○県知事に審査請求するこができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求することができなくなります。（審査請求書の記載事項は行政不服審査法第十九条に規定されています。）

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に○○市○○○○○土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお、六箇月以内であっても、処分の日から一年を経過すると取消しの訴えを提訴することができなくなります。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に○○市○○○○○土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴することができます。

　令和○○年○○月○○日　**（※①）**

　　○○県○○市○○町○○○番地○

　　　　　○○市○○○○○土地区画整理組合

　　　　　　　　　　　　理事長　○○　○○

**（※①）**掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。

・掲載希望日がある場合はご連絡ください。